平成２４年（フ）第７３号
北海道苫小牧市日吉町３丁目１番26号
債務者　鎌田　則幸
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１９８号
福岡県遠賀郡芦屋町山鹿23番17号
債務者　宮原　伸枝
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２３１号
熊本県宇城市松橋町萩尾630番地
債務者　村上　秋子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２３９号
熊本県宇城市松橋町西下郷1391番地31、住民票上の住所熊本市南区南高江２丁目11番30号
債務者　村上　千春
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２５８号
熊本市西区上代５丁目15番52号
債務者　上田英津子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４０号
神奈川県横須賀市富士見町１丁目51番地
債務者　土橋　浩之
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第４５号
神奈川県横須賀市公郷町３丁目116番地２
アザリアコート203
債務者　富井スミイ
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第４６号
神奈川県横須賀市公郷町３丁目116番地２
アザリアコート203
債務者　富井　英樹
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第５３号
青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田１丁目14番地７
債務者　浅利　寿美
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第５７号
青森県青森市浪岡大字浪岡字林本６番地１
海老名アパート13号
債務者　竹内　惠子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１４１号
山口市平野２丁目６番５号、前住所山口市三和町17番31―907号　豊国スカイマンション山口
債務者　脇田屋　洋
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
北九州市若松区畠田１丁目10番８―201号
債務者　村田　　滋
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２７６号
北九州市若松区畠田１丁目10番８―201号
債務者　村田　季子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４５号
青森県八戸市南類家１丁目26番12号　コーポリシエスＢ102号
債務者　前　　良子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
青森県八戸市大字糠塚字南長市７番地１　コーポ第１長市５号、前住所青森県三戸郡五戸町字沢４番地１　シャイニーヴィランＣ号室
債務者　岡田久美子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
佐賀市鍋島３丁目１番41号
債務者　古賀　晴美
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５８８２号
埼玉県三郷市さつき平１丁目５―２―308
債務者　長村　佳美（旧姓八幡）
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部